

今後のがん対策関連の会議について(案)

がん対策推進協議会		がん検診のあり方に関する検討会	小児がん医療・支援のあり方に関する検討会	がん診療提供体制のあり方に関する検討会(仮称)	緩和ケア推進検討会
H24 4月	協議会で議論すべき事項について(案)				1回目(4月25日)
5月	33回(5月17日) (議論すべき事項) ○基本計画変更案概要(報告) ○基本計画策定後の主な成果(報告) ○今後のがん対策に関する協議 ○今後のがん対策について ○今後協議会で議論すべき事項 ○今後のがん対策の評価等	1回目	1回目(5月24日)		2回目
6月			2回目 3回目		3回目
7月	2ヶ月に1回程度のペースで開催予定 (議論すべき事項(案)) ○次期基本計画(報告) ○各検討会の進捗状況 ○今後のがん対策について ○平成25年度概算要求等	2ヶ月に1回程度のペース	小児がん拠点病院(仮称)の指定要件の提示	7月頃から開始予定	月1回程度のペースで開催予定
8月			募集、審査		
9月					
10月			指定に関する検討会 拠点病院の指定		
11月					
12月					

その他、「第3次対がん10か年総合戦略」が平成25年に終了することから、今後のがん研究のあるべき方向性と具体的な研究事項等を明示する新たな総合的ながん研究戦略を策定するための戦略会議についても平成24年秋頃に立ち上げる予定。

## 「緩和ケア推進検討会」開催要綱

### 1. 趣旨

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアをがんと診断された時から提供するとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施することが重要である。

しかしながら、日本では未だがん性疼痛の緩和等に用いられる医療麻薬の消費量が少ないことや、がん医療に携わる医師の緩和ケアの重要性が十分に認識されていないこと、国民に対しても未だ緩和ケアに対する正しい理解や周知が進んでいないこと等の課題が指摘されている。

本検討会においては、こうした課題や緩和ケアの現状を踏まえ、今後の緩和ケア対策について、俯瞰的かつ戦略的な対策等を検討し、今後の対策に反映していくこととする。

### 2. 検討事項

#### (1) 下記事項に関する具体的な対策

- ・がん診療に緩和ケアを組み入れた診療体制の構築
- ・がん性疼痛の克服
- ・緩和ケアチームや緩和ケア外来等の診療機能の向上
- ・在宅緩和ケアの質の向上や医療連携の推進

#### (2) その他、がん対策推進基本計画に記載されている事項の実現に向けた具体的な対策について 等

### 3. その他

- (1) 本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

「緩和ケア推進検討会」 構成員名簿

池永 昌之	淀川キリスト教病院ホスピス科 部長
岩瀬 哲	国立大学法人東京大学医学部付属病院緩和ケア診療部 副部長
大西 秀樹	埼玉医科大学国際医療センター精神腫瘍学 教授
小川 節郎	日本大学医学部麻酔科学系麻酔科学分野 教授
加賀谷 肇	済生会横浜市南部病院薬剤部 部長
木澤 義之	国立大学法人筑波大学医学医療系臨床医学域 講師
小松 浩子	慶応大学看護医療学部慢性臨床看護学 教授
田村 里子	東札幌病院診療部 副部長
恒藤 暁	国立大学法人大阪大学医学部緩和医療学 教授
中川 恵一	国立大学法人東京大学医学部附属病院放射線科 准教授
花岡 一雄	JR 東京総合病院 名誉院長
前川 育	特定非営利活動法人周南いのちを考える会 代表
松月 みどり	公益社団法人日本看護協会 常任理事
松本 陽子	特定非営利活動法人愛媛がんサポートおれんじの会 理事長
道永 麻里	社団法人日本医師会 常任理事
武藤 真祐	医療法人社団鉄祐会 理事長

(五十音順・敬称略)

## 「がん検診のあり方に関する検討会」開催要綱

### 1. 趣旨

がん検診は健康増進法に基づく市町村の事業として行われている。がん検診の実施については「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しているところである。また、がん検診受診率向上に向け、平成21年度よりがん検診無料クーポンと検診手帳の配布や、企業との連携の促進、受診率向上のキャンペーン等の取組を行ってきた。

しかしながら、がん検診については、科学的根拠に基づくがん検診の実施について十分でないこと、検診受診率についても依然として諸外国に比べ低いこと等の課題が指摘されている。

本検討会においては、国内外の知見を収集し、科学的根拠のあるがん検診の方法等について検討を行うとともに、受診率向上施策について、これまでの施策の効果を検証した上で、より効率的・効果的な施策等を検討することとする。

### 2. 検討事項

- (1) がん検診の項目について
- (2) がん検診受診率向上に向けた施策について
- (3) がん検診の精度管理・事業評価について

### 3. その他

- (1) 本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

「がん検診のあり方に関する検討会」 構成員名簿

- 大内 憲明 国立大学法人東北大学医学部医学系研究科長・医学部長
- 菅野 匡彦 東京都八王子市健康福祉部地域医療推進課課長補佐  
兼主査(成人健診・がん健診担当)
- 斎藤 博 独立行政法人国立がん研究センター  
がん予防・検診研究センター検診研究部部長
- 祖父江 友孝 国立大学法人大阪大学医学系研究科環境医学教授
- 福田 敬 国立保健医療科学院研究情報支援研究センター  
上席主任研究官
- 松田 一夫 財団法人福井県健康管理協会副理事長
- 道永 麻里 社団法人日本医師会常任理事

(五十音順・敬称略)

## 「小児がん医療・支援のあり方に関する検討会」開催要綱

### 1. 趣旨

「がん」は小児の病死原因の第1位である。小児がんの年間患者数は2000人から2500人と少ないが、小児がんを扱う施設は約200程度と推定され、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されている。

本検討会においては、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、小児がん拠点病院（仮称）に必要とされる機能及び全国の小児がん関連施設に対する診療、連携、臨床試験の支援等の機能を担う中核的な機関のあり方等について検討する。

### 2. 検討事項

- (1) 小児がん拠点病院（仮称）に必要とされる機能について
- (2) 小児がんの中核的な機関のあり方について

### 3. その他

- (1) 本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

「小児がん医療・支援のあり方に関する検討会」 構成員名簿

天野 慎介 特定非営利法人グループ・ネクサス理事長

小俣 智子 武蔵野大学人間関係学部社会福祉学科准教授

垣添 忠生 公益社団法人日本対がん協会会長

田口 智章 国立大学法人九州大学大学院医学研究院小児外科教授

邊見 公雄 全国自治体病院協議会会長

三浦 絵莉子 聖路加国際病院こども医療支援室チャイルド・ライフ・スペシャリスト

水谷 修紀 国立大学法人東京医科歯科大学小児科教授

道永 麻里 社団法人日本医師会常任理事

(五十音順・敬称略)

平成 24 年 5 月 17 日

厚生労働大臣  
小宮山 洋子 様厚生労働省がん対策推進協議会  
患者関係委員一同

がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会並びに  
医薬品の早期承認等に向けた取組に関する検討会の早期設置に関する要望書

平素よりがん対策の推進にご理解とご尽力を賜り、患者の立場より厚く御礼申し上げます。

国のがん対策推進基本計画の見直しを続けてきた厚生労働省がん対策推進協議会は、3月1日に次期がん対策推進基本計画案を了承し、小宮山厚生労働大臣に答申を提出しました。基本計画案では、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」、重点課題に「働く世代や小児がん対策の充実」を新たに加えるなど、前期の計画では不十分であった分野においても、新たに対策が推進されることとなりました。

がん対策の推進にあたっては、今後更なる検討を進めなければならない分野もあります。例えば、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」については「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」については「緩和ケア推進検討会」がそれぞれ既に2月から4月にかけて厚生労働省に設置され、「小児がん対策の充実」「がんの早期発見（がん検診）」についても、それぞれ検討会が厚生労働省に新たに設置される予定と聞き及んでおります。

しかし、「救える命を救う」ことを大きな目的の一つとして制定された、がん対策基本法やがん対策推進基本計画において重要な分野である、「がん診療連携拠点病院のあり方」「医薬品の早期承認等に向けた取組」については、その取組の重要性にもかかわらず、検討の場が未だ設けられていません。

拠点病院については基本計画案の中で「がん患者がその居住する地域に関わらず等しく質の高いがん医療を受けられるよう、3年以内に拠点病院のあり方を検討」とされていますが、多くの都道府県が平成24年度より次期の都道府県がん対策推進計画の策定に入る中、国の拠点病院制度が24年度の早期に定まることが必要です。

また、医薬品の早期承認については基本計画の中で「未承認薬のみならず適応外薬も含め、米国等の承認の状況を把握するための取組に着手する」、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会の最終取りまとめ（1月）の中でも「欧米での承認や公的保険での償還等があり、医療上必要な適応外薬の取扱いについても、すべてに薬事承認を必要とするべきかどうか、今後検討が必要であるとの意見があり、厚生労働省において本検討部会とは別に引き続き検討すべき」とされているにもかかわらず、その検討の場が設けられていません。

新たながん対策推進基本計画を実効性のあるものとするためにも、「がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会」を健康局に、「医薬品の早期承認等に向けた取組に関する検討会」を医薬食品局等の関連部署に、それぞれ早期に設置することを要望いたします。

厚生労働省がん対策推進協議会 患者関係委員一同  
天野 慎介 花井 美紀 前川 育 眞島 喜幸 松本 陽子



# 今後のがん対策の評価について

厚生労働省健康局  
がん対策・健康増進課

## がん対策推進基本計画(変更案 抜粋)

- がん対策の評価に資する、医療やサービスの質も含めた分かりやすい指標の策定について必要な検討を行い、施策の進捗管理と見直しを行う。
- 国は、基本計画に基づくがん対策の進捗状況について3年を目途に中間評価を行い、必要に応じて施策に反映する。また、協議会は、がん対策の進捗状況を適宜把握し、施策の推進に資するよう必要な提言を行う。

## がん対策全体を評価する枠組みと指標の策定について

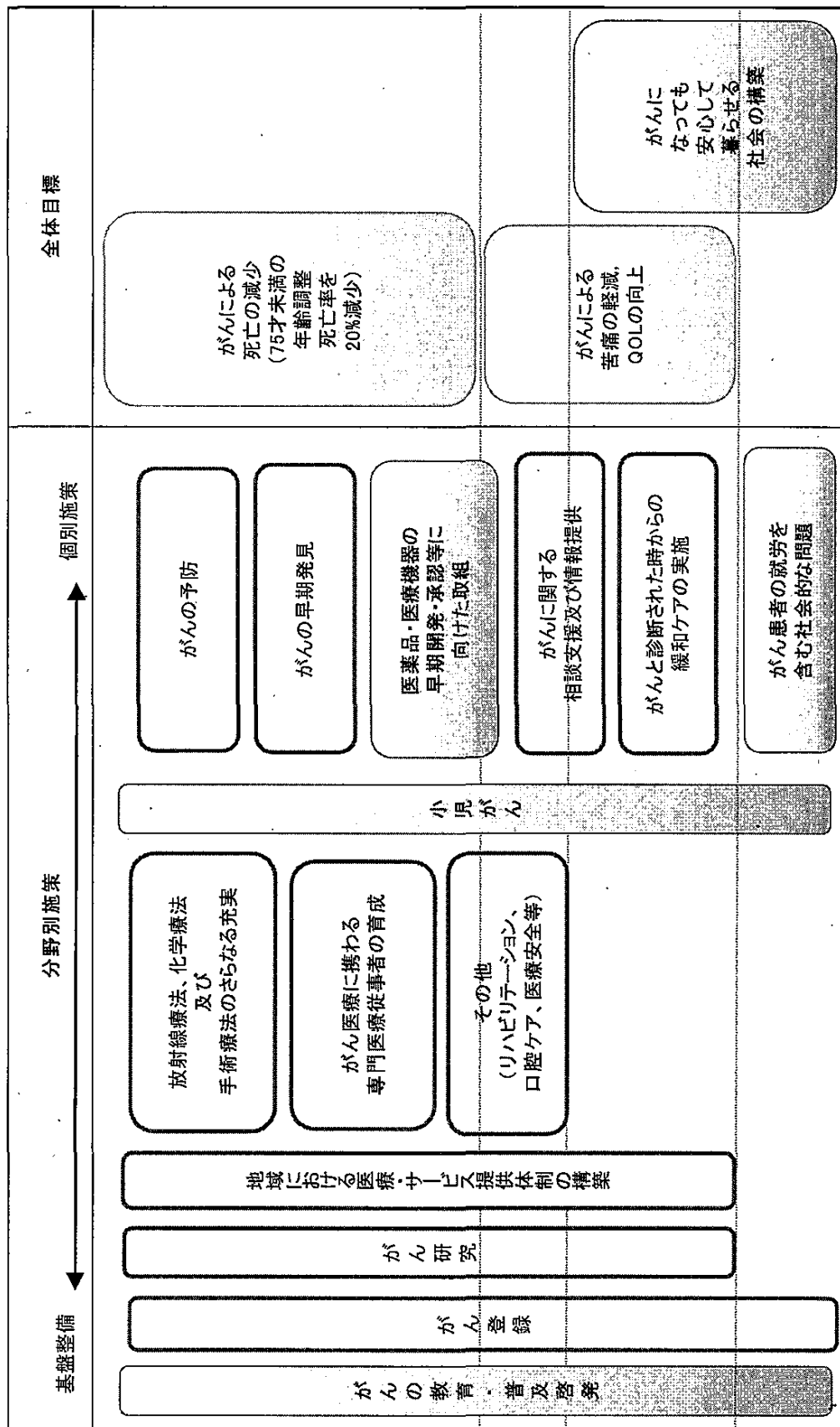
### 現 状

- ・ 現行のがん対策推進基本計画において、全体目標とともに分野別施策毎に個別目標及び参考指標が設定されている。しかしながら、これらは、人材や設備の充足度など構造に関するものが多く、活動の内容やその活動による成果に関するものが少ない。
- ・ また、個別目標の達成及び参考指標の把握と、各分野別施策における課題解決や全体目標である「がんによる死亡率の減少」「QOL向上」との関連が明確ではないと指摘されている。

### 対応方針

- ・ 各分野別施策の骨子毎に、各分野別施策における課題解決に向けた、活動の内容やその活動による成果に関するものを含む適切な指標を設定し、がん対策の進捗を把握するとともに、定期的になんか対策推進協議会に報告を行う。
- ・ なお、既存の調査等では把握できない指標については、必要性及び優先性を踏まえて開発を進める。

# 全体目標と各分野別施策との関係図



がん対策の責務を有する者

国

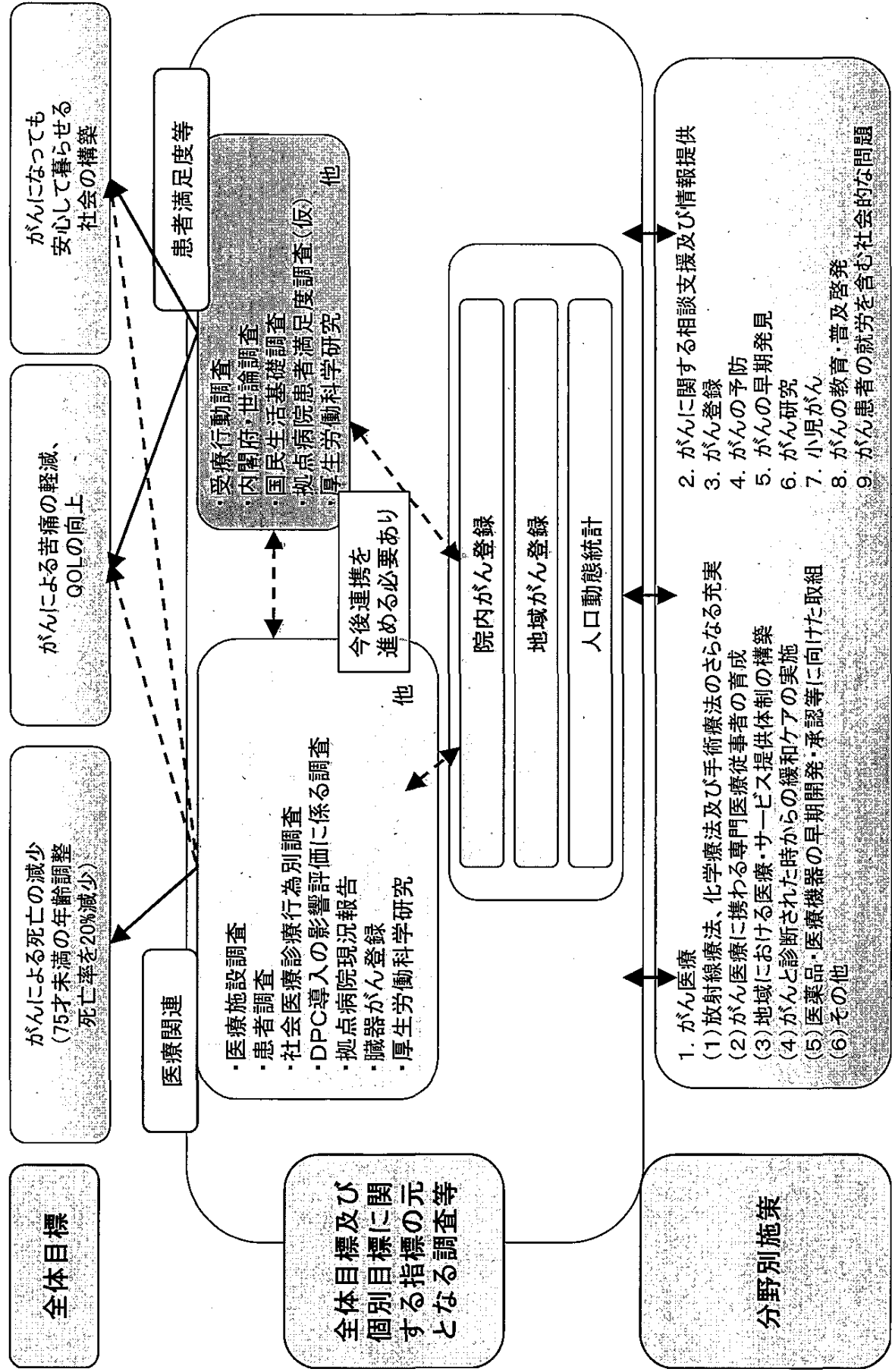
地方公共団体

医師その他の医療関係者

医療保険者

国民

# 全体目標と分野別施策との関係図



# 今後のがん対策の評価の方向性(案)

1. 厚生労働科学研究の指定研究(平成24年度)を活用し、政策評価の枠組み及び指標の設定を検討する。
  - ストラクチャーのみでなく、プロセス、アウトカムを反映し、全体目標につながるものとする。
  - 既存の調査(調査項目の変更を含む)や研究(QI(Quality Index)の検討や地域がん登録やDPCの活用等)を出来る限り活用する。
  - 新しく調査を行う必要があるものについては、パイロット的な調査(拠点病院を活用した患者調査等)を行うことを含め検討する。
  - 都道府県が個々のがん対策を評価・推進することを念頭においたものとする。
2. 上記指定研究の成果を踏まえながら、3年後の中間評価に向けて、継続的にがん対策の進捗状況を把握し、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。